

小山市プロモーション冊子制作業務委託に係る仕様書

この仕様書は、小山市が委託する「小山市プロモーション冊子制作業務」に関し必要な事項を定める。受託者は、本仕様書の規定に従い誠意をもって本業務を履行するものとする。

1. 業務名

小山市プロモーション冊子（以下「冊子」という。）制作業務

2. 目的

市の概要や取組みを知ってもらうことを目的に制作する。自然と都市が調和する市の特色や、先進的な取組みを紹介することで、本市への理解と関心を高めるきっかけとする。

3. コンセプト

「田園環境都市おやま」「小さな自慢が山ほどあります」のキャッチコピーのとおり、豊かな自然と市街地の調和のとれたまちなみをはじめ、小山市は多様な魅力を持つ。観光振興目的にとどまらず、その魅力を広く伝え、本市の概要や取組みを知ってもらうことを目的にプロモーション冊子を制作する。

冊子では、適宜取材等を行い、写真・イラスト・グラフなどのビジュアル要素を効果的に用いることで、誰もが手に取りたくなるような親しみやすいデザインとし、見た人が小山市の魅力を知り、愛着を持ち、思わず誰かに話したくなる内容とする。

主な読み手は、会議やイベント、出張などで小山市を訪れる市外在住者とし、この1冊で小山市の情報を余すところなく伝える内容とする。

※令和6年度に制作した「OYAMA CROSS 2024 小山市制70周年記念誌」とは内容・デザインともに差別化したものを制作する。

4. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5. 業務内容

冊子制作に係る資料収集、取材、文章・紙面制作、印刷、製本、その他冊子及び制作に必要な一切の業務

6. 成果品

(1) 納品物

ア 冊子 15,000部

内訳	{	日本語版	10,000部
		英語版	5,000部

イ ウェブ公開用PDFデータ 一式

ウ 写真・イラスト・グラフ・マップ・表・タイトル文字等のデータ 一式

(2) 納期

令和8年2月27日（金）（予定）

(3) 納品先

小山市内の委託者が指定する場所

7. 成果品の規格

(1) 冊子

ア 形状

A4型 縦

※開き方向などの形状は、事業費の範囲内で、受託者が最適と判断されるものを提案する。

イ ページ数 36ページ程度（表紙・裏表紙含む）

ウ 紙面構成

担当者と協議の上決定すること。

エ 言語

日本語と英語の2種を制作する。

英訳に際しては、ネイティブチェックを行うこと。

オ 品質 全ページフルカラー

カ 校正 文字5回・色3回以上

（ただし、可能な限り受託者からの修正依頼に応じること）

キ 印刷用紙及び用紙の厚さ

マットコート 90kg（目安）

※より適した用紙の提案は可能とする。

ク 納品方法 50冊ごとに梱包し、納品場所に納入

ケ その他

製本等については、事業費の範囲内で受託者が適切なものを提案するものとする。

(2) ウェブ公開用データ

次の2種類を、CDまたはDVDメディアに保存し納品すること。

① 全ページ版

② 構成内容ごとの分割版

(3) 写真・表・グラフ・マップ・イラスト・タイトル文字等のデータ

CDまたはDVDメディアに保存し、納品すること。写真データはJPEG、イラストデータはPNGとaiやpsd等のillustratorデータとともに納品すること。

(4) その他

上記基本仕様の他、より効果的と考えられる提案を受託者が行い、委託者と協議の上、事業費の範囲内で行うことができる。

8. 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を他の事業者へ再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に委託者の承認を得たときは、この限りでない。この場合再委託の再委託は一切認めない。

9. 成果品の著作権及び利用

原版及びデータ（冊子に掲載したロゴ、イラスト、写真などの各種素材を含む）の所有権並びに印刷物の著作権一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者が、自ら使用するために必要な範囲において随時利用することができるものとする。

10. その他

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た情報は、個人情報の保護に関する法令等に則り適切に管理すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た内容について、その秘密を保持しなければならない。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、市と綿密な連絡のもとに受託者の責任において業務を遂行する。
- (4) 制作にあたっては、文章・写真・イラスト・マップ・デザイン等の冊子に掲載する素材は受託者において用意すること。必要に応じて委託者が提供することができるものとする。
- (5) 冊子への掲載内容については、各自治体が近年制作する冊子や要覧、プロモーション冊子の実情に合致したものとし、本市のセールスポイントや施策、地域特性を広く内外に発信するための冊子として活用できる内容とすること。
- (6) 特定の人物や商品等について、過剰な宣伝とならぬよう配慮すること。
- (7) 視覚的に魅力的なデザインであることとし、冊子の文字の大きさ・文章・表現・見出しのデザイン・色使い等について、ユニバーサルデザインとする。（色覚バリアフリーにも留意すること）
- (8) 写真は、臨場感、開放感、立体感を醸すように工夫すること。
- (9) 本業務の遂行にあたり、法令等に違反しないこと。
- (10) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (11) 第三者が権利を有している映像・画像・イラスト等を使用する場合は、事前に権利者から二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。また、受託者が取材により第三者を撮影するにあたり、その肖像権について事前に許諾を得ること。なお、これに係る費用負担や使用許諾契約などの一切の手続きは受託者において行うこと。
- (12) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された、その他本業務により生じた第三者との争いが発生した場合は、受託者自らの責任と費用で解決すること。

- (13) 本業務に関して、本市が損害を被った場合は、その損害を賠償すること。
- (14) この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者において協議し決定する。